

令和3年度 4月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年4月30日(金) 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

議案第16号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第17号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第18号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
議案第19号	農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより4月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、8番、高井利明委員、9番、原田秀一委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第18号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページ、議案の説明する前に、案件を地区別にまとめた総括表をご覧ください。 4月総会における許可案件は、坂井輪地区、5条許可2件、赤塚地区、3条許可2件、中野小屋地区、3条買受適格2件、全地区合計6件です。 それでは、議案を説明します。 追加議案1ページ、議案第18号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年4月26日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第1地域、赤塚地区です。1号、所在は西区赤塚で、田畑合計21筆19,410㎡について、農業経営者である後継者に使用貸借する案件です。申請理由は、農業者年金受給要件を満たすため、貸借するものです。 2号、所在は西区赤塚で田畑合計27筆15,880㎡について、</p>

議 長	<p>農業経営者である後継者に使用貸借する案件です。申請理由は、農業者年金受給要件を満たすため、貸借するものです。以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第18号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第18号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第19号、農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>追加議案2ページ、議案第19号、農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定についてです。</p> <p>第1地域、中野小屋地区で、1号、2号ともに、所在は西区中野小屋です。田畑合計13筆、5,044㎡について、新潟地方裁判所が特別売却処分にしたもので、当該土地買取に係る適格証明願があったものです。</p> <p>1号、願出人は、西区五十嵐中島に居住しており、農業を営むものです。2号、願出人は、西区内野町に居住しており、農業を営むものです。入札期間は令和3年5月26日から同月28日までです。なお本案件は調査委員会に付されており、両人ともに、農地法第3条第2項各号の要件について、協議が必要です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (11番)	<p>調査案件は、議案第19号、農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について、2件です。</p>

	<p>所在は、1号、2号ともに、西区中野小屋、田畑合計13筆、5,044㎡で、新潟地方裁判所が実施する特別売却処分を買受適格者であることを証明する案件です。</p> <p>申請地について、4月15日に現地確認を行った結果、現況は休耕田・休耕畑でした。</p> <p>はじめに1号についてです。</p> <p>申請書をもとに、農地法第3条第2項各号における資格要件を確認したところ、農作業常時従事要件を満たしていないことを確認しました。農作業常時従事要件は、権利を取得しようとする者、又はその世帯員等が農作業に従事すると認められない場合は、許可できないとされており、ここでいう、世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族、2親等以内の親族をいいます。</p> <p>地元委員によると、願出人は平成30年6月に新規参入で西区四ツ郷屋の農地を取得したにもかかわらず、願出人自らがこの農地で農作業に従事している様子はなく、願出人が経営する建設会社の従業員が耕作しているとのことでした。従業員は世帯員等に当たらず、農作業常時従事要件を満たしていないということになります。</p> <p>次に聞き取り調査で、願出人の従事状況の確認を中心に、申請地の場所及び面積、経営農地面積、作付状況、機械の所有状況等を確認しました。</p> <p>願出人は会社を経営しているので、毎日ではないが、朝と夕方は従事しており、主に従業員に指示を行い、耕作しているとのことでした。</p> <p>調査委員会としては、権利を取得しようとする者、又は、その世帯員等が農作業に従事すると認められないとし、地元委員の報告も参考に、農作業常時従事要件を満たしていないと判断しました。</p> <p>以上から、調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては、買受適格者に該当しない旨を付して意見決定すべきと判断しました。</p> <p>次に2号の願出人についてです。申請書をもとに、農地法第3条第2項各号における資格要件を確認したところ、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていないことを確認しました。</p> <p>はじめに全部効率利用要件についてです。</p> <p>西区内に願出人が所有する農地がないため、経営農地の筆別表から願出人が所有する北区3か所、西蒲区1か所の農地を、4月6日に、農地部会長及び事務局で現地確認を行いました。</p> <p>その結果、資材置場や長期間の耕作がない農地があること、貸農園</p>
--	--

<p>議 長</p> <p>農地部会長(10番)</p>	<p>形態の農地と判断できること、平成28年1月に取得した西区の農地は、同年4月に農地の形質変更で一時転用、そして耕作困難の理由で平成30年6月に売却していることから、全部効率利用の要件を満たしていないと判断しました。</p> <p>次に聞き取り調査に移り、「所有している農地の中で、耕作せず荒らしている農地はないか」との質問に対し、「荒らしている土地はない」と回答しました。その上で、「当方で、現地確認した結果、西蒲区の農地が耕作されていないようだが」とたずねると「私は西蒲区に農地を所有していない。」と答えました。</p> <p>調査委員会終了後、改めて西蒲区の所有する農地について、願出人に確認したところ、所有していることを失念していたと回答がありました。</p> <p>次に、農作業常時従事要件についてです。</p> <p>聞き取りによると、願出人の従事状況は、体調が悪い時もあるが、毎朝通っているとのことで、従業員はシルバー人材からの同年代の方々とともに従事しているとのことです。</p> <p>調査委員会としては、願出人が以前、西区で取得した農地を耕作せず、売却したことを含め、権利を取得しようとする者、又はその世帯員等が農作業に従事すると認められないとし、農作業常時従事要件を満たしていないと判断しました。</p> <p>願出人は稲作はやったことがないと言っていましたが、地元委員からは、稲作にも水管理など地域のルールもあり、品質・収量ともに確保するのは大変だとの意見もありました。</p> <p>その他、聞き取り調査では、申請地の場所及び面積、経営農地面積、作付予定作物、機械の所有状況、通作距離などを確認しました。</p> <p>また願出人は願出書の「買受ようとする事由の詳細」に「将来的に農業法人の経営基盤強化のため買受をする」と記載したことを理解していませんでした。</p> <p>以上の調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては、「買受適格者に該当しない」旨を付して意見決定すべきと判断しました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>現地確認の結果を報告します。</p>
------------------------------	--

議 長	<p>2号の願出人が所有する農地についてです。</p> <p>2号の願出人の所有する農地が西区にないため、経営農地の筆別表から願出人が耕作所有する北区3か所、西蒲区1か所の農地について、4月6日に事務局と現地確認を行いました。</p> <p>現地確認の結果、資材置場、長期間の耕作がない農地があったこと、また、貸農園形態の農地と判断できることなどから、「全部効率利用の要件を満たしていない」と考えます。以上です。</p>
7 番	<p>他にご意見などはありませんか。</p> <p>1号の願出人の農作業従事状況について、地元委員並びに隣接耕作者として報告します。</p> <p>願出人が所有する西区四ツ郷屋の農地は、平成30年6月に新規参入で農地を取得したにもかかわらず、願出人が従事している様子を一度も見たことはありません。</p> <p>また、調査委員会に出席した際に、近隣の農地耕作をしている委員からも意見を聞いたところ、農業従事状況は確認できませんでした。</p> <p>従業員が従事していることは間違いありませんが、生計を一にする親族、2親等以内の親族ではないため、農作業常時従事要件を満たしていないと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>調査委員長報告のほか、2人の委員から1号、2号ともに「買受適格者に該当しない」とする意見でしたが、ほかにご意見などはありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第19号「農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について」をお諮りします。</p> <p>議案第19号は、1号2号ともに買受適格者に該当しない旨を付して、市長に意見決定することに、賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。議案第19号は、1号2号ともに買受適格者に該当</p>

事務局	<p>しない旨を付して、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案第16号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第16号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区新田で畑1筆472㎡のうち205㎡について、使用貸借により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>2号、所在は西区新田で、田1筆103㎡について、売買により個人住宅拡張敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>1号、2号ともに、調査委員会案件です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (11番)	<p>調査案件は、議案第16号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。</p> <p>1号は坂井輪地区です。申請地は西区新田で、市街化調整区域内の畑1筆、472㎡のうち205㎡を使用貸借する案件です。</p> <p>4月16日に現地確認を行った結果、現況は畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号、坂井輪地区です。申請地は西区新田で、市街化調整区域内の田1筆、合計103㎡を個人住宅拡張敷地として売買する案件です。</p> <p>4月16日に現地確認を行った結果、現況は建物が建っており、無断転用状態でした。</p>

	<p>申請書に添付された経過記録によると、譲渡人は父から相続した土地が無断転用状態だったことを知り、将来的にも土地利用する予定もないことから、この度、建物の解体を行い、更地状態にして、譲受人に売却をするものです。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第16号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第16号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第17号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページ、議案の説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規4件、所有権移転、売買1件、交換2件、計3件、賃貸借権設定更新3件、賃貸借権</p>

議 長	<p>移転2件、全地区合計14件の申請です。</p> <p>次に中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規21件、更新、売買なしで、全地区合計21件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>6ページ、議案第17号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。</p> <p>8ページ、更新分の地区別実績表です。</p> <p>9ページ、合計の実績表です。地区別の合計は、坂井輪地区、合計1件、面積は481㎡、黒埼地区、合計11件、面積は49,694㎡、総合計は12件、面積が50,175㎡です。</p> <p>10ページ、提案文です。</p> <p>「議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年4月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>その下の1号から4号までが新規分、11ページの1号から5号までが更新分の利用権設定です。</p> <p>12ページの1号は、売買に関するものです。</p> <p>13ページの1、2号は、交換に関するものです。</p> <p>14ページの1、2号は、利用権の移転に関するものです。</p> <p>次に15ページ以降は、農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>15ページ、中間管理事業の新規分の地区別実績表です。</p> <p>坂井輪地区1件、面積は1,001㎡、黒埼地区20件、面積は133,156㎡、以上、全地区合計21件、面積は134,157㎡です。</p> <p>次の16ページは合計の表ですが、新規と同じ表ですので、説明は省略します。</p> <p>17ページの1号から21ページの21号までが新規分の内訳です。</p> <p>22ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年5月19日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありません。</p>
-----	--

議 長	<p>んか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。 議案第17号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮り します。 議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第17号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、報告事項に入ります。 報告事項、新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて、報告 事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法 第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地 法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法 第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関 する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、 一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>31ページ、報告事項、新潟市農用地利用集積計画の一部取下げに ついてです。 取下げの内容は、令和3年3月定例総会、議案第11号、新潟市農 用地利用集積計画の決定案件のうち、農地中間管理権の賃貸借新規設 定第9号にかかる取下げです。農地の所在は、西区保古野木で、 田19筆、13,788㎡について、農地法第18条による合意解約 を同時に行う必要がありましたが、解約書の提出がなかったため新規 の契約が成立しないこととなったものです。 なお、本案件は、5月定例総会で再審議することにしております。 次に報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。 4ページです。農政振興係所管の報告事項の説明に入る前に、事業 別、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段右下、全地区合計、 25件です。 23ページ、新規分の地区別実績表で、坂井輪地区、1件、面積が 1,001㎡、黒埼地区22件、面積が133,156㎡、以上、合</p>

<p>事務局</p>	<p>計23件、面積134,157㎡です。</p> <p>24ページが合計の表ですが、新規と同じ表となりますので説明を省略させていただきます。</p> <p>関係農業者は、25ページの1号から29ページの23号までが新規分の内訳、30ページの1号、2号までが、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年6月29日です。以上です。</p> <p>説明者が変わります。</p> <p>3ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計38件です。</p> <p>32ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計7件、田畑合計137筆、94,494.91㎡の解約を受理しました。</p> <p>34ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田畑合計83筆、56,630㎡の相続による届出を受理しました。4号の案件は、委員会による農地売却等あっせんの希望がありましたので、農業委員等関係機関に情報提供を行いました。</p> <p>35ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、畑合計6筆、1,809.63㎡の転用届出を受理しました。なお、6号の案件は、宅地造成分譲敷地の中に、共同ゴミステーションを設置するための敷地に係る転用ですが、開発業者が負担するというので4条転用の届出がありました。</p> <p>37ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計16件、畑合計29筆、7,484.36㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>41ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの4件、うち転用許可を受けているもの1件、転用許可を受けていないもの3件、家屋の建築状況、</p>
------------	---

議 長	<p>非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>このほか委員及び事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>42ページ、5、6月の業務日程です。</p> <p>はじめに5月の日程です。</p> <p>10日、月曜日、午後6時から、西グリーンセンターで、赤塚地区の地区別懇談会を開催します。11日、火曜日、午後1時30分から、JA越後中央黒埼支店で、黒埼地区の地区別懇談会を開催します。また議案書には載せていませんが、12日、水曜日、午後6時30分から、中野小屋地区の地区別懇談会の開催が決まりました。会場はJA新潟みらい中野小屋支店です。</p> <p>各地区の農業委員・推進委員の皆さんは、それぞれ担当される会場に参加ください。</p> <p>25日、火曜日、午後3時から、全国農業委員会会長会議が開催されます。会長がウェブで参加されます。</p> <p>26日、水曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。27日、木曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。31日、金曜日、午後3時から、5月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>次に5月の申請締切日です。農地法5月総会分が5月11日、火曜日、農業経営基盤強化促進法6月総会分が5月25日、火曜日です。</p> <p>次に6月の業務日程です。</p> <p>24日、木曜日、午後1時30分から新潟県農業会議第130回通常総会が中央区で開催されます。会長が出席される予定です。</p> <p>25日、金曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。28日、月曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。30</p>

議 長	<p>日、水曜日、午後 3 時から、6 月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所 3 0 3 会議室です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で 4 月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 高 井 利 明

署名委員 原 田 秀 一